

# 顧客資産の合同運用・同一運用に関する自主規制基準

平成13年1月24日

理 事 会 決 議

〔平成15年12月17日 一部改正〕

〔平成19年11月28日 一部改正〕

投資一任契約に係る業務を行う会員が顧客資産の合同運用・同一運用を行う場合には、顧客と自己及び顧客相互間の利益相反等を防止し、顧客との信頼関係を確保する等の観点から、下記の自主規制基準を遵守することとする。

## 記

### 1. 定義

#### (1) 合同運用の定義

合同運用とは、複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものをいう（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）における合同運用と同一）。合同運用をする場合の基準については、実務上、「別表1」に示す各項目（確認必須項目）が「すべて一致」した顧客資産についてのみ合同運用ができるものとする。

#### (2) 同一運用の定義

同一運用とは、複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものをいう（監督指針における同一運用と同一）。同一運用をする場合の基準については、実務上、「別表2」に示す各項目（確認必須項目）が「すべて一致」した顧客資産についてのみ同一運用ができるものとする。

### 2. 適合性等の確認

合同運用・同一運用を開始する際には、顧客の適合性等があるかどうかを確認するため、また、合同運用・同一運用開始後の顧客への忠実義務等を果す観点から、次の確認を行う。

#### (1) 合同運用

合同運用を行う複数の顧客資産において、「別表1」の項目がすべて一致するかどうかを確認する。確認結果について、書面等に残し当該顧客の合同運用終了後最低5年間保管する。

#### (2) 同一運用

同一運用を行う複数の顧客資産において、「別表2」の項目がすべて一致するかどうかを確認する。確認結果について、書面等に残し当該顧客の同一運用終了後最低5年間保管する。

### (3) 一致の判断

(1) 及び(2)においてそれぞれ「別表1」及び「別表2」の各項目が「一致」したかどうかについて、適合性を確保し運用開始後の忠実義務等を遵守する観点から、個社の合同運用・同一運用の取扱い方針に照らし、問題ないかどうかを個社毎に判断するものとする。

(注) 合同運用における「一致」の判断を行う場合においては、合同運用を行う顧客資産の規模の相違による影響等も十分に留意する。

## 3. 顧客への開示（同意）

顧客相互間の利益相反の防止や公平性を確保する等の観点から、合同運用・同一運用を行う際には、顧客に対し以下の開示（同意）等を行う。

### (1) 契約締結前の書面での開示

合同運用・同一運用を行う際は、契約締結前に金融商品取引法（以下「金商法」という。）第37条の3に定める書面等で合同運用・同一運用の制約（デメリット等）や取扱い方法（評価方法・配分基準等）等を顧客に十分説明（開示）する。

制約の開示については、金融商品取引業等に関する内閣府令第81条の規定（顧客が支払うべき対価に関する事項）に留意する。

### (2) 契約締結時の書面での同意

合同運用・同一運用を行う際は、顧客と十分協議の上、契約締結時に金商法第37条の4に定める書面等で合同運用・同一運用の制約（デメリット等）や取扱い方法（評価方法・配分基準等）等について同意を得ることとする。

なお、(1)(2)でいうデメリットとは、例えば合同運用する他の顧客の解約等により、合同運用する資産残高の変化が起りポートフォリオの維持に多少の影響を受けること等をいう。

## 4. 顧客間の公平性確保と利益相反防止

### (1) 顧客間の公平性確保

顧客相互間の利益相反を防止し、公平性を確保した合同運用・同一運用を行うとともに顧客との信頼関係を確保する観点から、配分ルールを明確にした上で当該運用を行う。

### (2) 自己の計算と顧客資産との合同運用・同一運用の禁止

顧客と自己との間における利益相反を防止する観点から、「自己の計算と顧客資産との合同運用・同一運用」は禁止する。

## 5. 投資一任契約に係る業務本来の特性の遵守

投資一任契約に係る業務本来の特性である「個別契約・個別投資判断・分別管理」の

趣旨を遵守すべく顧客の運用方針等を事前に確認した上で契約を締結し、自主規制ルールに十分留意した運用を行うものとする。

#### 附 則（平成 15 年 12 月 17 日）

この改正は、平成 15 年 12 月 17 日から施行する。

（注）

改正箇所は、次のとおりである。

- ・ 1 (2) を改正（同一運用の定義を事務ガイドライン（金融庁）と同一の定義に改正）

#### 附 則（平成 19 年 11 月 28 日）

この改正は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

（注）

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 前文を改正。一部は、（参考）を新設し移行
- (2) 1 (1) 及び (2) を改正
- (3) 3 (1) 及び (2) を改正
- (4) 5 を改正

### **「別表1」 合同運用における確認必須項目**

- ・運用手法・運用スタイル
- ・運用方針
- ・運用対象資産
- ・ベンチマーク（リスク・リターンの範囲等）
- ・組入れ制限等運用に関わる制限
- ・議決権等組入れ有価証券に係る権利の取扱い
- ・税制
- ・運用資産の評価・会計基準

### **「別表2」 同一運用における確認必須項目**

- ・運用手法・運用スタイル
- ・運用方針
- ・運用対象資産
- ・ベンチマーク（リスク・リターンの範囲等）
- ・組入れ制限等運用に関わる制限

(参考)

平成 12 年 11 月 28 日「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」第 29 条の 2 第 1 項第 5 号を削る總理府令が公布・同日施行され、また、「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」（平成 10.6 金融監督庁）（以下、「事務ガイドライン」という。）の改正が行われた。この改正により、認可投資顧問業者に「合同運用」と「同一運用」が解禁されることとなった。